

(庶ろー03)

平成30年3月22日

高等裁判所長官 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局家庭局長 村田 齊志

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、1月及び2月に全国4箇所の高等裁判所で開催された首席家庭裁判所調査官協議会における協議等の結果について、当局において別紙のとおり取りまとめましたので送付します。

各家庭裁判所におかれでは、各庁の首席家庭裁判所調査官が、前記協議会において共有された取組の成果や今後の課題等を踏まえて次年度に取り組むべき事項を検討する際の参考にできるようお取り計らいください。あわせて、裁判官を始めとする関係職員に別紙の趣旨を周知していただき、庁全体として、家庭裁判所調査官の調査事務に係る取組及び検討が、家庭裁判所の機能の充実・強化に資するものとして進められるようお取り計らいください。

各高等裁判所におかれでは、前記協議会の結果を踏まえ、管内の各家庭裁判所における今後の取組及び検討が円滑に進められるよう御配慮ください。 敬 具

(別紙)

首席家庭裁判所調査官協議会における協議等の結果

第1 協議の冒頭説明の概要

協議会当日の議論を進める上での参考として、協議の冒頭に、最高裁判所係官から、現在、各家庭裁判所において取り組まれている諸施策の相互関係を説明し、いずれの施策も、行動科学の知見及び技法に基づく専門性の高い調査を行い、家庭裁判所の審理における質の高い判断に資することを目指しているということを確認した。

第2 協議の結果等

1 家庭裁判所調査官の調査事務等に関し考慮すべき事項

(1) 調査事務の具体的な内容、方法等を言語化し、関係職種との間で共通認識を構築した上で、行動科学の専門的知見を事件処理に有効に活用し、より質の高い調査事務を実践するための方策

ア 調査事務の言語化については、各庁において、家庭裁判所調査官（以下「家裁調査官」という。）内部及び裁判官を始めとする関係職種との間で、様々な議論や検討を進めてきている。その結果、進捗状況には府ごとに違いがあるものの、各府とも確実に前進してきており、多くの府において、調査事務の具体的な内容、方法等を明確にして調査事務の標準を形成する段階、これを共有する段階を経て、調査事務の標準を実践する段階やその効果を検証する段階に入っている。本取組においては、実践と検証を通じて、更に高い水準の調査事務の標準を形成し、これを実践していくといった好循環を生み出していくことが求められているところである。

本協議会においては、実践を通じて家裁調査官の調査事務がどのように変化したかに関して、関係職種の評価をいかに把握し、どのように各家裁調査官にフィードバックしていくかといった点も含め、今年度の到達点や次年度の課題を確認した。

イ 一部の事件種別（分野）について調査事務の言語化に取り組んだ府や、その中でも特に調査で収集すべき事実を明確にすることに取り組んだ府においては、次の段階として、行動科学の知見をどのように活用するか、また、収集した事実を基にどのように分析し、評価していくかといった点を明確にしていく必要があることを確認した。

実践や検証の段階に進んでいる府においては、関係職種からのフィードバックが重要であるという報告がされた。具体的には、実践した結果として、個々の事件処理において判断に資する調査結果となっているかといった観点や、府全体として家裁調査官の調査事務の質が向上しているかといった観点から、適時にフィードバックを受けられることが重要であり、そのための態勢を構築する必要があることを確認した。

また、実践の段階にある府においては、調査事務の質が向上しているとの実感があり、関係職種からも同様の評価を得ているという報告がされた。その上で、調査事務の標準を実践してきたことによって得られた効果を共有しておくことが、取組を継続する意欲の維持に有益であることを確認した。

ウ 次年度は、今年度の到達点や課題を踏まえて、調査事務の言語化の対象分野を拡大するとともに、主として行動科学の知見の活用の観点から、その内容を充実させること、質の高い調査事務の実践に向けて目的意識を共有し、関係職種と更に議論を重ねていくことの必要性を確認した。

(2) 面会交流事件において専門性の高い調査事務を実践するための方策

ア 面会交流事件において、子の福祉を優先した紛争解決を実現するためには、家裁調査官は、これまで以上に専門性の高い調査事務を実践し、家庭裁判所の質の高い判断に資することが求められており、それを可能とする態勢を整備することが重要となっている。

本協議会においては、面会交流事件における調査事務の現状及び課題を

明確にした上で、課題に応じた解決策を検討した。

イ 各庁からは、分析・評価の前提となる事実の収集が不十分な場合が見られ、必要な事実を確実に収集すること、そのための技法の習熟を図っていくことが重要であるという意見が出された。また、面会交流の禁止事由や制限事由がない場合であっても、面会交流を実施することが相当な場合には、その実施が子に与える影響を十分に分析し、評価した上で、面会交流の実施上の留意点等を検討する調査が必要であるという意見が出された。さらに、調停運営において調査結果を効果的に活用するという観点から、調査を実施する時機、具体的な調査内容、次回期日における調査結果の活用の在り方等について、裁判官や調停委員との間で十分に認識を共有しておくことが不可欠であることを確認した。

ウ 次年度は、調査事務の言語化の取組の中で面会交流事件における調査事務の内容、方法等について十分に議論する必要があることに加えて、個々の事件処理においてより専門性の高い調査事務を実践するために、組を単位として適時に多角的な視点から必要十分な検討を行う必要があることを確認した。

なお、専門性の高い調査事務を実践するために、高等裁判所の所在地の家庭裁判所やその他の庁から支援を受ける態勢については、引き続き検討をしていく必要があることも確認した。

2 首席家庭裁判所調査官の執務に関し考慮すべき事項

(1) 組織的な事務処理によって質の高い調査事務を実践していくための方策

ア 組織的な事務処理については、各庁において、指導（点検）区分の導入や組・定例ケース会議を中心とした事件処理など、様々な取組を進めてきている。今年度は、主任家裁調査官が行うマネジメントを重視した業務管理の実践例等を共有してきた。今後、組織的な事務処理を更に推進していくためには、各庁において、家裁調査官にこの取組の意義を更に浸透させ

るとともに、関係職種に対して理解を求めていくことが重要となっている。

本協議会では、主任家裁調査官による組の業務管理や運営の実情を明らかにした上で、これまでの取組の成果や具体的な実践例を共有し、組織的な事務処理の推進に向けて次年度に取り組むべき方策について議論した。

イ 各庁からは、組織的な事務処理の現状として、組・定例ケース会議が必ずしも定例化されていない実情や事件処理のためのケース検討が十分に行われていない実情が報告された。また、指導（点検）区分についても、区分の指定が形骸化し、調査の質の向上に十分につながっていない実情が報告された。これを踏まえて、主任家裁調査官等が調査進行中に多角的な視点で検討を行い適時に助言指導をしていく態勢を充実させる必要があるという意見が出された。一方で、組・定例ケース会議等の機会にそれぞれの家裁調査官が担当している全ての事件を簡潔に報告し、組の家裁調査官全員で共有を図り、重点的に取り扱う事件を効率的に検討するよう工夫しているという報告もあった。また、組の家裁調査官のそれぞれの担当事件を常に共有することで、主任家裁調査官による適時の助言や、家裁調査官同士のポイントを押さえた効率的な検討が可能となり、結果として、主任家裁調査官の事務負担が軽減されたという報告もあった。

ウ 次年度に向けては、組を単位とした組織的な事務処理を推進し、質の高い調査事務を実践するために、主任家裁調査官によるマネジメント重視の業務管理はどうあるべきか、多角的な視点を必要とする事件について確実に組で検討するための工夫はどうあるべきかについて議論を継続すること、実際に調査事務の質が向上しているかどうかを検証するには裁判官等の理解と主体的な関与が不可欠であり、個々の事件処理において組織的な事務処理が実践されていることを関係職種に伝達する工夫も必要であることを確認した。

(2) 補導委託の活性化に向けた取組を実効的なものとするための方策

ア 補導委託の活性化については、これまでに各庁において意欲的に取組が行われ、着実にその成果が表れてきたところである。本協議会では、各庁が柔軟な発想を持って積極的に補導委託を活用するために行ってきました工夫や、補導委託を活用したことによる効果等を共有した。

イ 各庁からは、必要な少年に対して確実に補導委託を実施するために、少年の課題に応じて短期間の身柄付き補導委託を試みるなど柔軟に対応した例や、少年の特性に合った新たな補導委託先の開拓を進めた例などが報告された。特に、裁判官に対して補導委託を実施する意義を説明し、理解を得られたことが、新たな補導委託の実施につながったという実情が数多く報告された。また、補導委託の実施により要保護性に関する分析・評価の精度が高まり、裁判官の判断に資する調査結果が得られるなど、補導委託を実施したことの効果が報告された。さらに、この結果を共有することで、他の家裁調査官の意欲の向上にも影響を与え、更なる実施につながるという好循環が生じたという報告もあった。

ウ 次年度に向けては、引き続き、必要な少年に対して確実に補導委託を実施できるよう新たな発想で取組を継続することを確認した。また、登録している補導委託先が長期間にわたって活用されないことのないよう点検や調整を続けるとともに、新たに開拓した場合には、早期に補導委託を実施して受託者の意欲を高めていくことが重要であることを共有した。